

社会福祉法人長陽会 評議員報酬規程

第1条（目的）

本規定は、社会福祉法人長陽会が定める評議員の報酬について定めるものである。

第2条（評議員報酬）

評議員報酬は、その実態や他の社会福祉法人との比較、法人予算等を考慮し、理事会にて決議するものとする。

2. 評議員の報酬は、次のとおりとする。

名 称	報酬及び日当（税別）	その他
評議委員会出席日当	5,000 円	—

第3条（職務証跡）

評議委員会の議事録をもって評議員の職務証跡資料とする。

第4条（改正）

本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

第5条（報酬等の財源）

評議員報酬は本部経理区分からの支出とする。

第6条（税等の対応）

評議員報酬に源泉税を適用する。

附則

本規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉法人長陽会 役員報酬規程

第1条（目的）

本規定は、社会福祉法人長陽会が定める各役員の報酬について定めるものである。

ここでいう役員とは次のものをいう。

- ・ 常任理事（常勤）
- ・ 理事（非常勤）
- ・ 監事（非常勤）

第2条（役員報酬）

役員報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

2. 役員報酬は、その実態や他の社会福祉法人との比較、法人予算等を考慮し、理事会にて決議するものとする。

第3条（常任理事の報酬）

常任理事長ならびに常任理事の報酬は以下に定める範囲において、その勤務内容と責務・難易度を理事会にて諮り決定するものとする。

<別表-1>

役職	報酬金額
常任理事長	月額報酬 40 万円～80 万円を超えない範囲
常任理事	月額報酬 30 万円～60 万円を超えない範囲

2. 役員が、施設管理者等、常勤勤務で園の運営業務に携わり職員として給与を支給される場合は、役員報酬を支給しない。

第4条（非常勤の理事、非常勤の監事）

非常勤の理事および非常勤の監事についての日常的な職務執行の対価として別表-2 により支払うものとする。

2. 役員が理事会の出席、その他、理事長の命による業務を4時間以上行った場合には、別表-1 により一日分の日当及び実費交通費を支払うことができる。なお、同日に合わせての業務を行った場合であっても、次項の日当及び実費交通費は支払わないものとする。

3. 役員を兼務する施設長が理事会に出席する場合は、日当は支給せず、職員給与規程によるものとする。

4. 各報酬は、法人の予算その他の理由により、理事会が減額あるいは無報酬の措置をとることがある。

第5条（旅費）

役員が出張する場合も、別に定める職員の「出張旅費規程」にもとづき出張旅費を支給する。

第6条（経費支給）

役員が、法人運営上必要と認められる経費を支払った場合は、その明細がわかる領収証をもって理事長の承認を得て精算する。

2. 理事会開催に参加必要であると理事長が判断し招集された役員以外の者への経費については 別表-1 により支払うことができる。

3. 職員が理事会に出席する場合は、職員給与規定によるものとする。

第7条（支給日）

理事会出席の役員等への日当及び実費交通費は理事会開催都度に支給する。常任理事理事長ならびに常任理事への報酬は、職員に対する毎月給与日と同一とする。

第8条（報酬からの控除）

役員報酬から次のものを控除する。

- (1) 所得税
- (2) 立替金
- (3) 前払金
- (4) 貸付金
- (5) その他法人との書面契約によるもの

第9条（役員賞与）

原則として役員賞与は支給しない。

第10条（役員等の職務証跡）

役員等は、法人職務証跡資料として業務日の記録等を作成するものとする。

ただし、理事会における業務は議事録をもって職務証跡資料とする。

第11条（改正）

本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

第12条（役員報酬等の財源）

役員報酬は本部経理区分からの支出とする。

理事報酬に源泉税を適用する。また、本法人以外に給与・報酬の支給を受けている常任理事長ならびに常任理事、非常勤役員への報酬の支払は、乙欄給与表を適用とする。

<別表-2>

名 称	報酬及び日当（税別）	その他
理事会出席役員日当	10,000 円/日	実費交通費
理事会出席役員以外の日当	5,000 円/日	実費交通費
理事会以外役員業務日当	5,000 円/4h 以上	実費交通費
監事監査決算業務日当	10,000 円/日	実費交通費

附則

本規定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。